



写真4 New Day Clubhouse の建物



写真5 New Day Clubhouse の受付



写真6 New Day Clubhouse の応接室



写真7 New Day Clubhouse のスナックバーでの販売風景



写真8 New Day Clubhouse のレクリエーション・ルーム



写真9 New Day Clubhouse の植物栽培室

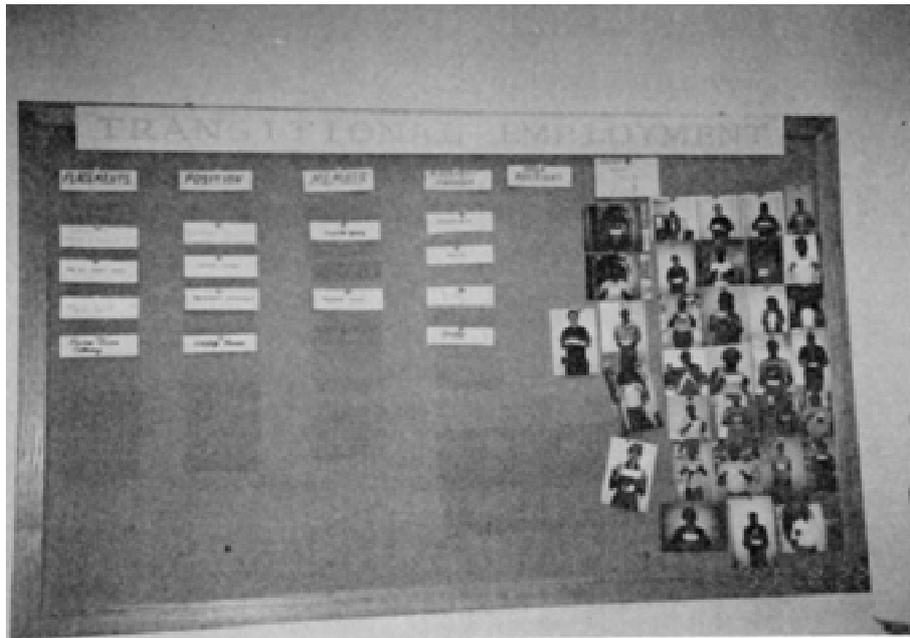


写真 10 New Day Clubhouse の過渡的雇用参加状況のパネル

おわりに

以上、第6回国際セミナー参加に際して入手した情報、資料等をもとに、アメリカのNew YorkにあるFountain Houseから発展したクラブハウス・モデルに関する基準と過渡的雇用プログラムを中心に記述してきた。これまでもFountain Houseに関する多くの資料や情報が公表されているので、ここではなるべくそれらと重複しないように、より新しい情報を掲載することに主眼を置いたため、Fountain Houseあるいはクラブハウスについて全体的におさえきれていないきらいがないではない。したがって、引用文献欄に掲げた各文献をあわせてお読みいただくと幸いである。

精神障害者の社会復帰に向けての多くの試みがなされている中で、Fountain House方式の活動が注目される要因は、何といてもFountain Houseが過去40年にわたって重篤な精神障害者の社会復帰に大きな実績を残してきたことである。そこで行われてきたことは、精神病院の中で行われる治療でもなく、住宅を提供し、収容してケアをすることでもなく、精神障害者のために作業所を設置して働く場を作ることでもない。地域社会で普通の生活を行なう中で、精神障害者がクラブハウスに毎日通ってきて、クラブハウスに必要な作業を分担してスタッフとともに働くことによって、自信を回復し、生活技能を高め、地域の中の一般雇用で働きたいという気持ちを生み出しているのである。そして、そこには精神障害者が機会を与えられ、必要な援助さえあれば必ず社会復帰できることを信じて、対等の人間としてともに働くスタッフがいることが重要な鍵であろう。また、Fountain Houseが目標とすることは、障害者だけのための作業所を作ることではなく、地域社会の中で一般雇用の機会を得ることである。そのために考え出されたのが過渡的雇用プログラムである。すでにみてきたように、クラブハウス・モデルの活動のための基準には、Fountain Houseの長年の活動とそれをモデルとして同様な活動を展開してきた多くのクラブハウスの活動から練り上げられたエッセンスが充填されている。この基準の条項だけをみると味気ない感じもするが、その1項1項が実に重みのある理念と実践から作られたものであることが理解できるのである。

社会的な背景が異なるわが国において、このクラブハウス・モデルの基準を満足するようなクラブハウスを開発するには幾多の困難も存在するであろうが、決して不可能ではないだろう。今後、Fountain Houseの活動の理念を基本に据え、わが国の社会的土壌や物理的環境に適したクラブハウスを作り上げていく試みが各地で起こることを期待したい。

また、本文に過渡的雇用についての批判として指摘されているが、これまで実践されてきたFountain Houseを始めとするクラブハウスの過渡的雇用を含む諸活動の効果についての研究がさらに深められる必要があるだろう。それは、アメリカにおいてだけでなく、わが国においても、心

理社会リハビリテーションの領域におけるサービスに関する研究をもっと進める必要がある。

最後に、本報告作成に当たり、会議の内容を記録したテープの聞き取りなどで、当センター研究協力員石川珠子氏の絶大なるご協力を得たことをここに記し、深く感謝の意を表すものである。

引用文献

- 1) 秋元波留夫「ファウンテン・ハウス」秋元波留夫監修・共同作業所全国連絡会編集『アメリカの障害者リハビリテーション―その理念と実際―』ぶどう社, pp43-47, 1988
- 2) ビヤード, J. H.・松原太郎訳「精神障害者の職業リハビリテーションと実業会の協力」(財)日本精神衛生会『アメリカにおける精神障害者のコミュニティケア―自助グループ活動を中心に―』(財)日本精神衛生会, pp52-60, 1990
- 3) ボンド, G. R.・ボイヤー, S. L.「リハビリテーション・プログラムとその成果」カルディエロ, J. A.・ベル, M. D. (岡上和雄, 松為信雄, 野中猛監訳)『精神障害者の職業リハビリテーション―遷延性精神分裂病をもつ人々のために―』中央法規出版, PP297-340, 1990 (Ciardiello, J. A. & Bell, M. D. (Ed.)『Vocational Rehabilitation of Persons with Prolonged Psychiatric Disorders』The Johns Hopkins University Press, 1988.)
- 4) ファウンテン・ハウス教育部・松原太郎訳「明日のリハビリテーションモデル ニューヨークファウンテン・ハウス」(財)日本精神衛生会『アメリカにおける精神障害者のコミュニティケア―自助グループ活動を中心に―』(財)日本精神衛生会, pp12-93, 1990
- 5) 生駒芳久「アメリカの精神障害者社会復帰施設ファウンティン・ハウスに学ぶ―第5回クラブハウスモデル国際セミナーに参加して―」東雄司編『精神障害者・自立への道―和歌山からの報告―』ミネルヴァ書房, pp206-223, 1991
- 6) 井関奎一「ファウンテン・ハウスを訪ねて(その1)」秋元波留夫監修・共同作業所全国連絡会編集『アメリカの障害者リハビリテーション―その理念と実際―』ぶどう社, pp48-54, 1988
- 7) 小林紀子「ファウンテン・ハウスを訪ねて(その2)」秋元波留夫監修・共同作業所全国連絡会編集『アメリカの障害者リハビリテーション―その理念と実際―』ぶどう社, pp54-57, 1988
- 8) Laid, M. & Krown, S. Evaluation of a Transitional Employment Program. Psycho-social Rehabilitation Journal, 15 (1), PP3-8, 1991
- 9) マラムード, T. J.・マックローリー, D. J.「過渡的雇用と心理社会的リハビリテーション」カルディエロ, J. A.・ベル, M. D. (岡上和雄, 松為信雄, 野中猛監訳)『精神障害者の職業リハビリテーション―遷延性精神分裂病をもつ人々のために―』中央法規出版, pp187-206, 1990 (Ciardiello, J. A. & Bell, M. D. (Ed.)『Vocational Rehabilitation of Persons with Prolonged Psychiatric Disorders』The Johns Hopkins University Press, 1988.)
- 10) プロプスト, ルディヤード「講演: ニューヨーク ファウンテン・ハウス」(財)日本精神衛

生会『アメリカにおける精神障害者のコミュニティーケア—自助グループ活動を中心に—』
(財)日本精神衛生会, pp2-11, 1990

付録 I

第 6 回 クラブハウス・モデルに関する国際セミナーのプログラム

1. 日時 1991 年 8 月 18 日（日）～22 日（木）
2. 開催場所 アメリカ South Carolina 州 Greenville Hotel Hyatt Regency

3. プログラム

8 月 18 日（日）

9:00-12:00 歓迎式と招待者の紹介

基調講演「元気を回復する環境でのリハビリテーション的な関係」

James R. Schmidt (Executive Director, Fountain House)

13:30-14:30 全体会議「クラブハウス・モデル・プログラムの基準」

(初めての 2 年間の経験、基準を使って訓練の強化と質の確保、最新の基準)

15:00-16:30 分科会

1. クラブハウスのスタッフ：よいスタッフの募集、採用、定着
2. クラブハウスでのコンピュータの役割
3. メンバーの指導性の開発（I）
4. リーチアウト（外へ出でのサービス）
5. クラブハウスと外部のケースマネージャーとの関係
6. 過渡的雇用の基本（I）
7. メンバーからスタッフへ
8. 午後の生活：クラブハウスの中の仕事の同定
9. 資格取得：過渡的雇用とフルタイム：SSI、SSDI、メディケイド、
メディケアとの関係
10. スタッフだけの会合／メンバーだけの会合
11. 理事会の組織、構成、機能
12. 住宅政策（I）：クラブハウスの理念の具体化

8月19日（月）

9:00-10:00 全体会議「権利擁護：共に集まり闘おう」

10:30-12:00 分科会

13. 重複障害者のクラブハウスへのアクセスを確保する
14. クラブハウスにおける監督
15. 住宅政策（Ⅱ）：住宅政策とクラブハウスのメンバー
16. 諮問委員会の開始、開発、活用
17. Capital Clubhouse：消費者運営の最初のクラブハウス
18. クラブハウスに対する肯定的視度：地域社会に開かれたクラブハウス
19. 専門的な基金集め
20. クラブハウスの理事会へのスタッフ、メンバーの参加
21. COCA：クラブハウス社会のデータベースの作成
22. クラブハウスのニューズレター：焦点、目的、頻度
23. 過渡的雇用の変型：グループ就労、エンクレーブなど
24. クラブハウス視察：Gateway House または New day Clubhouse

13:30-14:30 全体会議「クラブハウスの国際性」

15:00-16:30 分科会

25. クラブハウスでのボランティアの特徴
26. クラブハウスの基本（Ⅰ）：クラブハウスを始めるために
27. クラブハウスの運営をスタッフとメンバーで一緒に行う
28. 過渡的雇用の開発：メンバーの役割、開発の戦略など
29. 円卓会議：理事会に参加しているメンバーによる
30. ADA（アメリカの障害者法）
31. 薬物乱用者の問題（Ⅱ）
32. Massachusetts のクラブハウスの連携
33. オリエンテーション：道を求めてきた人へのクラブハウスでの援助
33. クラブハウスにおけるメディケイドの問題
35. ソファは必要か：クラブハウスでのスペースの問題
36. クラブハウスの視察

8月20日（火）

9:00-10:00 全体会議「過渡的雇用：国内と国際的な展望」

10:30-12:00 分科会

37. クラブハウスでの意思決定
38. クラブハウスでの役割
39. クラブハウスと普通の地域社会：ノーマライゼーション
40. 自由な独立した立場：精神保健センターからの独立
41. 住宅政策（Ⅲ）：住宅供給計画、開発
42. 制度変革へのメンバーの参画
43. 雇用主のパネル
44. 攻撃の下にあるクラブハウス：救済と防御
45. 国際円卓会議
46. 自分自身の脈拍をとろう：基準に照らしてクラブハウスの質を確認する
47. 配置の管理：誰が管理するか
48. クラブハウスの視察

13:30-14:30 全体会議「クラブハウスを通じての教育の機会」：メンバーの権利の保障

15:00-16:30 分科会

49. 田園地方や小規模のクラブハウスでの過渡的雇用
50. クラブハウス・モデル・プログラムのための基準
51. 患者から個人の時代へ
52. クラブハウスの基本（Ⅱ）
53. いかに関係を築くか：クラブハウス内の関係を創造する手段
54. Massachusetts の州レベルでの基準の作成
55. クラブハウスの研究：消費者の満足度、QOL の研究、過渡的雇用とフルタイムの雇用の研究
56. クラブハウスの関係における親密さ（Ⅰ）
57. メンバーの指導性（Ⅱ）
58. クラブハウス・モデルにおけるスタッフの役割（Ⅰ）
59. 安全なクラブハウス：暴力の取扱い
60. クラブハウスの視察

8月21日(水)

9:00-10:00 全体会議「国内のクラブハウス」

10:30-12:00 分科会

61. 薬物乱用者の問題(Ⅱ)
62. ディレクターの円卓会議
63. 環境の保全
64. クラブハウスの関係における親密さ(Ⅱ)
65. 効果的な権利擁護に対する保証：クラブハウス内のケース・マネージメント、ベネフィット、資格取得、等の権利の保障
66. 身体的健康：栄養、喫煙、身体検査、歯科治療など
67. 教育の機会：コンピュータ専門学校など
68. 自立的雇用：国内の問題：雇用の目標、パートタイムとフルタイムなど
69. クラブハウスの中のスティグマ
70. 孤独からの脱出：ネットワークをつくる
71. 研修生のための円卓会議(Ⅰ)
72. クラブハウスの視察

13:30-15:30 分科会

73. 精神保健センターの保護の下でのクラブハウスの運営
74. メンバーの銀行：その目的、組織、運営
75. 過渡的雇用の基本(Ⅱ)
76. 何が面白いか：夕方・週末のプログラム
77. クラブハウスの中での家族の役割
78. メンバーの教育
79. クラブハウスモデルにおけるスタッフの役割(Ⅱ)
80. クラブハウスの基金集め
81. 研修生のための円卓会議(Ⅱ)
82. 過渡的雇用のための最高の職業リハビリテーション援助
83. 予算計画
84. クラブハウスの視察

8月22日(木)

9:00-10:00 閉会の集い「共に集まり、お互いに語り、聴こう」

付録Ⅱ

クラブハウス・モデルの基準

(1991年8月22日現在)

● 会員（メンバーシップ）

1. 入会は個人の意志による。また、会員資格に期限をもうけない。
2. 入会審査は、クラブハウスが独自に行う。入会資格は、精神病歴をもつすべての人に与えられるが、クラブハウス内の安全をおびやかす者は除かれる。
3. メンバー自身がクラブハウスの利用法及び一緒に働くスタッフを選択する。メンバーの参加を強要するような同意事項、契約、予定表または規則はもうけない。
4. すべてのメンバーは、クラブハウス内では平等に、すべての活動に参加する権利を有し、診断名や障害の程度によって差別されることはない。
5. メンバーは、クラブハウスにおけるすべての参加状況の記録を書くことに自由意思で参画する。これらの記録はすべて、メンバーとスタッフの両者が署名する。
6. メンバーは、欠席期間の長短にかかわらず、彼の復帰がコミュニティに対する脅威にならない限り、いつでも再入会できる権利を有する。

● メンバーとスタッフの関係

7. クラブハウス内での会議はすべて、メンバー、スタッフの双方に公開される。メンバーまたはスタッフに限定された公式の会議は行なわない。
8. メンバーに従事させるに足るスタッフをそろえる。しかし、大多数のメンバーの参加なしではスタッフの責任が果たせない程度の数とする。
9. クラブハウスのスタッフは、あらゆることをこなす。すべてのプログラムスタッフは、就労、住居、夜間と週末の活動、及び、ユニット担当に参加する。クラブハウスのスタッフは、クラブハウスでフルタイムで働き、クラブハウス以外の仕事と兼務しない。
10. クラブハウス運営上の責任はスタッフが負い、最終的には所長が負う。クラブハウス運営上のすべての場面でスタッフがメンバーの責任を集中してとる。

● クラブハウス

11. それぞれのクラブハウスは、名称、住所、電話など、独立したものをもつ。
12. クラブハウスは、地域精神保健センターや病院などとは独立した場所に設置し、クラブハ

ウス以外の目的には使用しない。クラブハウスは、役割分担作業に適する設備と十分な規模を有し、魅力ある雰囲気と威厳をそなえたものとする。

13. クラブハウスのすべての場所には、メンバーとスタッフが自由に出入りできる。スタッフ専用またはメンバー専用の場所をつくらない。

● 役割分担作業

14. 役割分担作業とは、メンバーとスタッフが手をたずさえて、クラブハウスの運営維持にあたることである。クラブハウスは、メンバーの長所、才能、能力に注目する。したがって役割分担作業は、薬物治療、デイケア、あるいはクラブハウスの中で行う治療プログラムとは異質のものである。
15. クラブハウス内での作業は、クラブハウス社会の運営強化のために行われるものに限られる。したがって、外部の個人あるいは機関から依頼された作業は、有償無償を問わず、クラブハウス内の作業としてはふさわしくない。クラブハウス内ではどんな仕事をして、メンバーに賃金が支払われることはなく、それに類した報酬制度ももたない。
16. クラブハウスは、少なくとも週に5日は開かれる。役割分担作業は、一般就業時間帯に行なわれる。
17. クラブハウス内でのすべての活動は、メンバーが自分の価値、目的や自信をとり戻すことを援助するものであって、特定の職業訓練を意図するものではない。
18. メンバーは、クラブハウスのあらゆる作業、つまり、運営、調査、受付や案内、在宅者訪問、スタッフの採用・研修や評価、広報活動、クラブハウスの有効性の評価などに参加する機会を持つ。

● 雇用

19. クラブハウスは、メンバーが過渡的雇用及び自立的雇用を通して普通の仕事の世界に復帰することを可能にする。したがって、クラブハウスは、家内事業、クラブハウス内の隔離された事業やシェルタード・ワークショップにメンバーを就労させない。

○ 過渡的雇用

20. メンバーの権利として、メンバーが会社や工場で働ける機会を提供するために、クラブハウスは独自の過渡的雇用プログラム（TEP）を準備する。TEPは、下記の基本的条件を満たすものである。
 - a 雇用の機会を決定する唯一の最も重要なものは、本人の働きたいという意志である。

- b 前の職場での成功・失敗とは関係なく、雇用の機会はいつでも保障される。
- c メンバーは、事業主の事業所の職場で働くものとする。
- d メンバーは最低賃金以上で、一般事業所並みの賃金を、事業主の手から、直接、受け取る。
- e 過渡的雇用の場合は、広範な、多種多様な職種の中から準備される。
- f 過渡的雇用は、パートタイムであり、雇用期間が限られる。通常、労働時間は週 20 時間、雇用期間は 6 ヶ月とする。
- g 過渡的雇用におけるメンバーの選択と訓練は、事業主ではなく、クラブハウスの責任において行う。
- h クラブハウスのスタッフとメンバーは、過渡的雇用の結果について、社会保障を扱うすべての専門機関に報告する。
- i 過渡的雇用は、過渡的雇用の専門家によって行われるのではなく、スタッフとメンバーによって運営される。
- j クラブハウスの内部あるいはその保護施設の中では過渡的雇用は行わない。

○ 自立的雇用

- 21. クラブハウスは、メンバーの自立的雇用を安定させ、維持、向上させるための援助および支援を行う。
- 22. フルタイムで働くメンバーは、資格取得の権利擁護、住居に対する援助、医療、法律、財政、及び個人的な事項、並びに夜間と週末のプログラムへの参加などを含むクラブハウスのすべての援助と機会をいつでも利用できる。

● クラブハウスの機能

- 23. クラブハウスは、活動への参加や過渡的雇用に便利なように、手近かな交通機関が利用できる地域に設立する。クラブハウスは、公共交通機関の利用が困難な場合はいつでも、代わりの手段を講じるものとする。
- 24. すべてのケース・マネージメント・サービスは、クラブハウスのメンバーとスタッフによって行われる。ケース・マネージメントと考えられる活動は、クラブハウス内のワークユニット（作業部門）で集中して行う。これには、資格取得援助、住居と権利擁護のほか、質の高い医療、心理学的援助、薬剤の援助や薬物依存者へのサービス等を地域で見つけるための援助などが含まれる。
- 25. クラブハウスは、メンバーが安全であること、及び、安全な、人並で、低価格の住居を維

- 持するよう援助する。クラブハウスは、メンバーの入居の機会を作るように働きかけるとともに、実際に住居を提供する。クラブハウスが運営する住居においては以下のことを守る。
- a 入居は自由意思による。
 - b メンバーとスタッフは共同でプログラムを管理する。住民の区分は行わない。
 - c メンバーが同室者及び住居の場所を選択する。
 - d 自分の家での方針ややり方では、メンバーの自己決定を尊重する。
 - e メンバーとスタッフは積極的に出かけてメンバーの住居の維持を援助する。
 - f クラブハウスからの援助は、メンバーのニーズによって増減する。
 - g メンバーの入院期間中でも、メンバーの住居は確保されている
 - h クラブハウスの住居に住むメンバーは、クラブハウスの他の活動にも積極的に参加する。
26. クラブハウスは、メンバーに教育の機会を与え、読み書きや計算のような基礎的な教育と、さらに進んだ教育の機会の両方を準備する。教育プログラムでは、役割分担作業の重要な一面として、メンバーも能力に応じて教える側の役割を果たす。
27. クラブハウスは、地域の成人教育制度を利用し、メンバーの職業的および人間的向上心を伸ばす。
28. クラブハウスは、その有効性を客観的に評価できる手段をもち、客観的な評価に責任を持つ。
29. クラブハウスの理事、スタッフ、メンバー、及び、他の適当な人々は、資格を有するクラブハウスモデルの研修施設で、3週間の研修を受けるものとする。クラブハウス開発部門は、クラブハウスモデルを実行するために、すべてのプログラムについて審査を行う。
30. クラブハウスは、夜間および週末には、レクリエーションや社交プログラムを実施する。祝祭日は、世間と同じように祭典を行う。
31. クラブハウスは、活動に参加せず社会の中で孤立したり、再入院しているメンバーを訪問し、援助する。

● 財政、管理、運営

32. クラブハウスは、独自の理事会をもつ。財政的援助を受ける団体と関係している場合には、諮問委員会を独立させる。この諮問委員会は、財政的、法的、立法的な援助を消費者に提供したり、クラブハウスに地域支援と擁護を提供する地位にいる個人によって構成される。
33. クラブハウスは、独自の予算を組み、運営する。会計年度のはじめには、理事会あるいは諮問委員会による承認を受け、定期的に監査を受ける。
34. スタッフの給与は、精神保健分野における同等の職務に準じたものとする。

35. クラブハウスは、適当な精神保健当局の援助を受け、必要な認可と資格を有するものとする。クラブハウスは、家族、消費者、及び、専門機関と効果的な関係を作り、維持する。

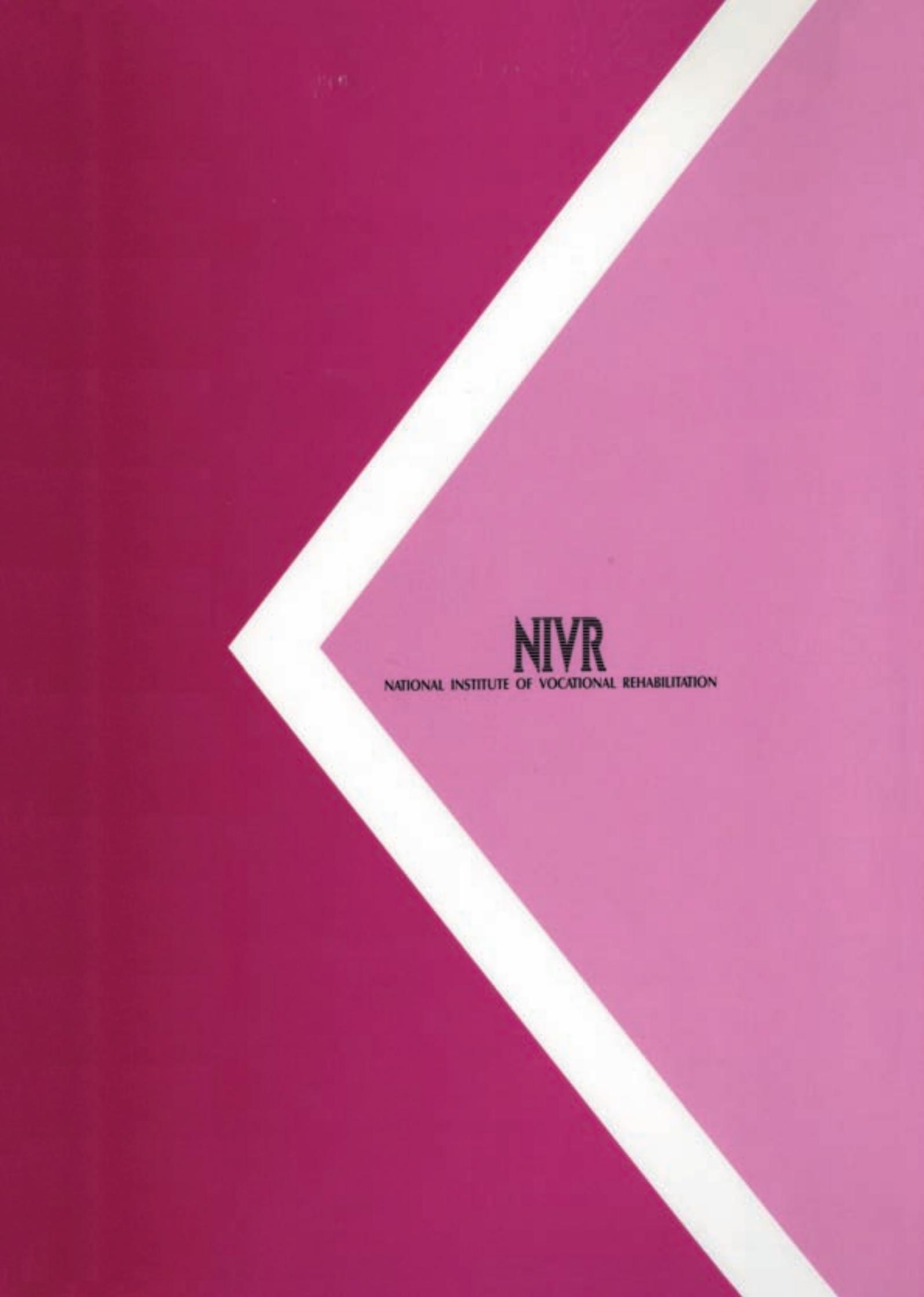
資料シリーズ No. 2

Fountain House 方式のクラブハウスモデルと
過渡的雇用プログラム

編集・発行 日本障害者雇用促進協会
障害者職業総合センター
千葉県美浜区若葉 3 丁目 1-3
TEL 043-297-9000 (代表)

発行日 1992 年 3 月

印刷・製本 中栄印刷工業株式会社



NIVR

NATIONAL INSTITUTE OF VOCATIONAL REHABILITATION